定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

平成三十年三月十二日

東京都渋谷区渋谷一丁目一七番一号

株式会社新栄リテンション

代表取締役　木内　幸一

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年三月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年三月十二日

東京都新宿区新宿三丁目一七番五号

ワンアジア証券株式会社

代表取締役　藤井　正晴

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年三月十二日

大阪市西区新町三丁目六番九号

株式会社大阪木材会館

代表取締役　橋本　博明

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成三十年四月十二日までに当社にご提出下さい。

平成三十年三月十二日

東京都渋谷区渋谷一丁目一七番一号

株式会社新栄リテンション

代表取締役　木内　幸一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である岡田満雄が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年三月十二日

東京都港区麻布十番三丁目三番一二―二〇四号

Ｃａｐｙインク

日本における代表者　岡田　満雄

限定承認公告

本籍愛知県西尾市一色町前野荒子一三七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　加知　英樹

右被相続人は平成二十九年八月十一日から二十日までの間に死亡し、その相続人は平成三十年三月一日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十二日

愛知県西尾市一色町前野荒子一三七番地

相続財産管理人　加知　重幸

名古屋市中区丸の内二丁目一八番二二号

三博ビル五階名古屋第一法律事務所

右代理人　弁護士　安本　卓史

限定承認公告

本籍鳥取県鳥取市卯垣三丁目四一二番地、最後の住所鳥取県鳥取市大桝三三〇番地高草あすなろ

被相続人　亡　平井　久

右被相続人は平成二十八年七月二十八日死亡し、その相続人は平成三十年二月二十六日鳥取家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十二日

大阪府堺市中区深阪一丁四番一五号

相続財産管理人　海崎　文子

限定承認公告

本籍大阪府東大阪市源氏ケ丘二〇番、最後の住所大阪府東大阪市小阪本町一―五―六

被相続人　亡　吉井　定弘

右被相続人は平成二十九年八月二十四日死亡し、その相続人は平成三十年三月六日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十二日

大阪市阿倍野区旭町一丁目二番七号あべのメディックス二階二〇二　あべの総合法律事務所　相続財産管理人　吉井文芳

右代理人弁護士　上出　恭子

取得条項付新株予約権の一部の取得及び取得日の通知公告

当社は、左記のとおり、当社の取得条項付新株予約権を取得することにいたしましたので公告します。

記

一、取得する取得条項付新株予約権　当社発行の新株予約権のうち平成三十年二月二十八日において行使条件を満たさない新株予約権者が有するもの（第一回新株予約権のうち五十個、第三回新株予約権のうち百個）

二、取得の日　平成三十年三月二十七日

平成三十年三月十二日

東京都品川区東品川二丁目二番四号

株式会社パシフィックビジネスコンサルティング　代表取締役　小林　敏樹

正　誤

ページ	段	行	誤	正
五	上	終りから二、一二	次の各号	次

（原稿誤り）

平成二十九年十月二十七日（号外第二百三十五号）公布厚生労働省・国土交通省令第二号（住宅宿泊事業法施行規則）

六ページ上段第一号様式（第一面）中

「

法人番号

」は「

法人番号

」の、

「

電話番号又はメールアドレス

」は「

電話番号

」の誤り。

七ページ上段第一号様式（第三面）中

「

生年月日

」は「

生年月日

」の誤り。

八ページ下段第一号様式備考3第二面関係①及び一二ページ下段第二号様式備考3第二面関係①中「届出は、届出者」は「届出は、届出者の法定代理人」の誤り。

九ページ下段第二号様式（第一面）中

「

電話番号又はメールアドレス

」は「

電話番号

」の誤り。

一三ページ下段第二号様式中「第28条第1項」は「第3条第6項」の、「登録番号」は「届出番号」の、「住宅宿泊管理業者」は「住宅宿泊事業者」の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月十二日付第五〇号一二　八ページ●同日付政府調達第四六号五六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）